

広島県広島東警察署公告第3号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定により確認事務の一部を委託したので、同法第51条の12第1項の規定により次のとおり公示する。

令和5年12月25日

広島県広島東警察署長 以南 裕 之

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

株式会社コアズ

(2) 主たる事務所の所在地

愛知県名古屋市中区錦一丁目16番20号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域

広島県広島東警察署の管轄区域

(2) 期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで